

高齢者施設等における 感染防止対策について

一般社団法人熊本県介護福祉士会
会長 石本淳也

(社会福祉法人リデルライトホーム リデルホーム黒髪・リデルホーム龍田・ライトホーム 施設長)

発生数

令和3年度 感染者が発生した施設・事業所(高齢者関係のみ)

令和3年10月11日時点

	施設・事業所数	感染者数(人)	感染者の内訳	
			職員	利用者
第4波	49	102	50	52
第5波	70	127	78	49

第4波より多かったがクラスターは2件であった

1. ① 感染症対策の強化

1. 感染症や災害への対応力強

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**
 - 施設系サービスについて、**現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施**
 - その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**

改定事項

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 災害への地域と連携した対応の強化
- ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】



- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける**。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourouisha/taiseikumatomete_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン	
<p>✦ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 	
<p>✦ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> BCPとは <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い） 介護サービス事業者に求められる役割 BCP作成のポイント 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等 	
介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン	
<p>✦ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 	
<p>✦ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> BCPとは <ul style="list-style-type: none"> 防災計画と自然災害BCPの違い 介護サービス事業者に求められる役割 BCP作成のポイント 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等 	

BCPとは何か？

- 自然災害や感染症の蔓延といった不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制や手順等を示した計画のこと
- 事業継続計画 → Business Continuity Plan=BCP

NEW STANDARD

新しい生活様式を取り入れた「当たり前」を実践する

- 3密（密閉・密接・密集）回避は「当たり前」

個別ケアの重視、濃厚にならない接触（15分以内ルール）、休憩はバラバラ、リモートの活用など

- 基本的な体調管理、栄養管理は「当たり前」

こまめな検温、こまめな状態観察、食事のバランスなど

- 手洗い、消毒、マスク着用など基本対策は「当たり前」

スタンダードプリコーションの徹底、1ケア1手洗いの徹底など

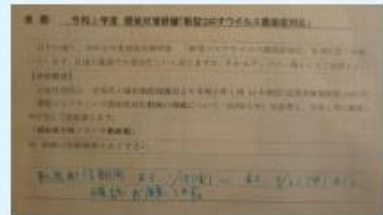
- 万が一に備えた準備は「当たり前」

制度改正、クラスターを想定した備え、応援派遣体制の準備など



法人連携・情報共有

- * 感染対策委員会の開催（毎日～2週間）
- * 新型コロナウイルス感染拡大防止研修会
- * 体調不良時に休みやすい職場環境づくり
- * 各事業所の課題共有、感染対策共有
- * Wi-Fi設置
- * デスクトップパソコン⇒ノートパソコン
- * 研修形態の変更QRコードを用いた動画研修会
- * ZOOM・Skypeによるオンライン面会
- * 事業所間職員移動の制限
- * ラインの活用
- * 職員用ポータルサイトの活用
- * 介護用リフト・スライディングボード等の導入・研修
- * 感染委員会（各種マニュアルの作成）
- * 感染対策備品庫作成



職員教育・業務の見直し

- * 職員の健康管理（体温測定）
- * 片付けを行い生活空間を広くする
- * リハビリ強化リハ内容見直し
- * サーキュレーターを活用
- * 常時換気
- * テレビの場所
- * アルコールポーチの携帯
- * 車両毎の携帯用アルコール・非接触型の体温計バック
- * 車両消毒済み表示
- * 消毒・清掃係を毎日決める等
- * フェイスシールドの活用



包括支援金の活用

- * 各種感染防護具の購入
- * ガラス越し面会の導線づくり
- * 消毒できるテーブル、椅子の買換え
- * 非接触型の体温計
- * 防護具のセット作成
- * 食器乾燥機購入
- * カップホルダー、ペーパーホルダー購入
- * アクリル板の購入



- 定時及び事象発生都度、感染委員会を開催
- 換気、備蓄品、動線などの定期点検
- B C P の順次見直し→役割分担や連絡方法など
- PPE脱着法動画の作成、オンライン配信にて職場内研修
- 濃厚接触、感染者、新規入所者などに対する検査の自主実施
- 蔓延防止期間中などのコロナ特休
- コロナ特休を活用した時短勤務（接触割合を減らすため）
- 感染対策を万全にしている上で、積極的な実習生の受け入れ

高齢者施設でのクラスター発生時における応援職員派遣体制の構築

事業実施に係る前提条件

【県による備蓄・配布】

- 防護服
- ゴーグル
- フェイスシールド
- 手袋 等

【県による費用の助成】

- PCR検査費用
- 旅費、宿泊費
- 損害賠償保険の加入費用 等

【県による派遣前研修】

- 登録者への派遣前研修（防護服の着脱等）の実施

高齢者施設で
クラスター発生



同一法人内から
職員を派遣しても
なお職員が不足

① 同一法人内からの職員派遣

クラスター発生施設



職員を調整



感染なし

同一法人内の別施設

② 他施設からの応援派遣

県

応援派遣登録者



登録者

応援職員を派遣

市町村が所管する施設への応援派遣は、市町村及びクラスター発生施設から提供される情報等により状況を把握し、派遣決定します。

※クラスター終息まで、①同一法人内からの職員派遣と②他施設からの応援派遣の組み合わせにより対応

他施設から応援職員を派遣する場合の従事場所

高齢者施設で
クラスター発生



施設内のゾーニング

応援職員派遣前の状況

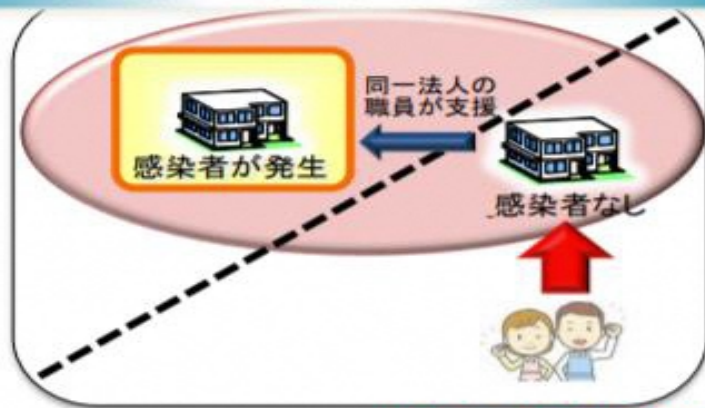
- 保健所やDMAT等による施設内ゾーニングの実施
(例: 1階グリーンゾーン、2階レッドゾーンなど)
- 同一法人内から職員を派遣してもなお、職員が不足

応援職員の従事場所は
3パターン

応援職員派遣

※1~2週間の派遣を想定

(1) クラスター発生施設等と 同一法人が運営する別施設への派遣



※ 他法人の職員が応援

(2) クラスター発生施設への派遣

① グリーンゾーン

2F レッドゾーン

1F グリーンゾーン



応援職員

② レッドゾーン

2F レッドゾーン

1F グリーンゾーン



応援職員